

議員発議案第9号

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、県の出資法人等への関わり方に関する基本的な事項を定めることにより、県が出資法人等を通じて実現しようとする行政目的の確実かつ効果的な達成を図るとともに、公正で透明性の高い効率的な県行政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「出資法人等」とは、次の各号のいずれかに該当する法人をいう。

- (1) 県が資本金、基本金その他これらに準じるものの4分の1以上を出資している法人のうち県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が別に定めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、その業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する法人であって同号に掲げる法人に準じて取り扱う必要があるものとして知事等が別に定めるもの

(県の責務)

第3条 県は、出資法人等の設立の目的を踏まえ、出資法人等との協働により、県民の福祉を向上させるよう努めるものとする。

2 県は、インターネットの利用その他の方法により、出資法人等に関する情報の公開を推進するよう努めるものとする。

(経営評価の実施等)

第4条 知事等は、出資法人等に対して、毎事業年度終了後に経営評価（出資法人等が自らの設立の目的を踏まえ事業が効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて自ら事業全体を分析し総合的に評価することをいう。附則第2項において同じ。）を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、前項の規定による報告の内容について評価を行うものとする。

3 知事等は、第1項の規定による報告及び前項の評価の結果について、議会に報告するものとする。

(知事等への意見等)

第5条 議会は、出資法人等の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

2 知事等は、前項の意見を尊重し、当該出資法人等に対し、助言、指導その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(出資法人等への関与の見直し)

第6条 知事等は、出資法人等を通じて実現しようとする県の行政目的と出資法人等の自律性を考慮して必要があると認めるときは、出資の割合、財政的援助、人的援助その他出資法人等への関与を見直すよう努めるものとする。

(出資法人等の合併等に関する助言等)

第7条 知事等は、出資法人等について、その目的の達成の程度、事業の実施状況、経営状況、組織の実態等を考慮し必要があると認めるときは、当該出資法人等に対して、合併又は解散について助言又は指導を行うものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定は、この条例の施行の日以降に事業年度が終了する出資法人等の当該事業年度に係る経営評価から適用する。